

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 陳情の審査

(2) 陳情第105号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、
国に対し意見書の提出を求める陳情

資料1 介護保険事業者指定基準条例等の概要

資料2 介護保険制度における主なサービス別人員配置基準

令和4年2月4日

健康福祉局

介護保険事業者指定基準条例等の概要

1 本市における介護保険事業者指定基準条例

- (1) 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2) 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- (3) 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (4) 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- (5) 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (6) 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- (7) 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (8) 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- (9) 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- (10) 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

2 国の基準と市の基準の関係

居宅サービス(予防含む)	
従うべき基準	① 従業者に係る基準および当該従業者の員数 ② 居室、療養室および病室(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の床面積、専用の部屋の基準(通所リハ) ③ 人権に直結する運営基準等
標準	利用定員(短期入所生活介護)
地域密着型サービス(予防含む)	
従うべき基準	① 従業者に係る基準および当該従業者の員数 ② 専用の部屋の基準(療養通所介護)、宿泊室の床面積((看護)小規模多機能型居宅介護)、居室の床面積(認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設) ③ 利用定員(認知症対応型通所介護) ④ 人権に直結する運営基準等
標準	利用定員(療養通所介護、認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護)
居宅介護支援、介護予防支援	
従うべき基準	① 従業者に係る基準および当該従業者の員数 ② 人権に直結する運営基準等
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護療養型医療施設	
従うべき基準	① 従業者に係る基準および当該従業者の員数 ② 居室(病室)の床面積 ③ 人権に直結する運営基準等
介護老人保健施設、介護医療院	
従うべき基準	① 従業者に係る基準および当該従業者の員数 ② 人権に直結する運営基準等

- ・「従うべき基準」 **条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準**
- ・「標準」 通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた異なる内容を定めることが許容される。
- ・「参酌すべき基準」 十分参酌した結果であれば地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。

介護保険制度における主なサービス別人員配置基準

1. 特別養護老人ホーム

職 種	配 置 基 準
施設長（管理者）	常勤で1 ※社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
管理者	常勤・専従
医師	必要な数
生活相談員	100：1 うち1以上は常勤 ※社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
介護職員・看護職員	3：1 ※看護職員の数 30以下 1以上 30超50以下 2以上 50超130以下 3以上 130超 3+（50を増すごとに1） ※ユニット型は、上記に加え、ユニットごとに常時1以上
栄養士	1以上
機能訓練指導員	1以上 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者
介護支援専門員	常勤で1以上（100：1を標準）
夜勤職員	<従来型> 25以下 1以上 26以上60以下 2以上（見守り機器等導入の場合：1.6以上） 61以上80以下 3以上（見守り機器等導入の場合：2.4以上） 81以上100以下 4以上（見守り機器等導入の場合：3.2以上） 101以上 4+（25を増すごとに1） 見守り機器等導入の場合： 3.2+（25を増すごとに0.8） ※ユニット型は、2ユニットごとに1以上
調理員、事務員その他の職員	相当数

2. 短期入所生活介護

職 種	配 置 基 準
管理者	常勤・専従
医師	1以上
生活相談員	100：1 うち1以上は常勤 ※社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
介護職員・看護職員	3：1 介護職員又は看護職員のうち1以上は常勤 ※ユニット型は、上記に加え、ユニットごとに常時1以上
栄養士	1以上
機能訓練指導員	1以上
夜勤職員	<従来型> 25以下 1以上 26以上60以下 2以上（見守り機器等導入の場合：1.6以上） 61以上80以下 3以上（見守り機器等導入の場合：2.4以上） 81以上100以下 4以上（見守り機器等導入の場合：3.2以上） 101以上 4+（25を増すごとに1） 見守り機器等導入の場合： 3.2+（25を増すごとに0.8） ※ユニット型は、2ユニットごとに1以上
調理員、事務員その他の職員	相当数

3. 介護老人保健施設

職 種	配 置 基 準
管理者	医師又は指定都市の市長の承認を受けた者
医師	100：1 うち、1以上は常勤
薬剤師	相当数
介護職員・看護職員	3：1 ※看護職員の員数は総数の7分2程度を標準 ※ユニット型は、上記に加え、ユニットごとに常時1以上
支援相談員	1以上 ※100を超える場合は、常勤の1名に加え、常勤換算方法で100を超える部分を100で除して得た数以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	入所者の数を100で除して得た数以上
栄養士	1以上 ※100以上の施設では常勤を1以上
介護支援専門員	常勤で1以上（100：1を標準）
夜勤職員	2以上 ※40以下であって、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものであれば1以上 ※ユニット型は、2ユニットごとに1以上
調理員、事務員その他の職員	相当数

4. 介護付有料老人ホーム

職 種	配 置 基 準
管理者	常勤・専従
生活相談員	100：1
介護職員・看護職員	3：1 <看護職員の数> 30以下 1以上 30超80以下 2以上 80超130以下 3以上 130超 3+（50を増すごとに1）
機能訓練指導員	1以上 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者
計画作成担当者	専従で1以上（100：1を標準）
夜勤職員	1以上

5. 認知症対応型共同生活介護

職 種	配 置 基 準
管理者	常勤・専従 ※厚生労働大臣が定める研修を修了した者
介護従業者	ユニットごとに3：1 うち1以上は常勤
計画作成担当者	1以上 ※厚生労働大臣が定める研修を修了した者
夜勤職員	ユニットごとに1以上 ※同一階に3ユニットある場合で支障がない場合は2以上